

令和7年度 フロン対策講習会

都の取組と立入指導について

2025.12.15 都庁二庁ホール

2025.12.16 都庁二庁ホール

2026.1.16 立川合同庁舎



東京都環境局

目次

- 1 フロン排出削減に向けた都の取組について**
- 2 都の立入指導について**
 - 2.1 管理者立入検査での指導事例（機器使用時）**
 - 2.2 解体現場立入検査での指導事例（機器廃棄時）**
 - 3.3 充填回収業者への指導事例など**

1 東京都のフロン削減目標

【ゼロエミッション東京】

気温上昇を1.5°Cに抑えることを追求し、2050年までに世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指す。

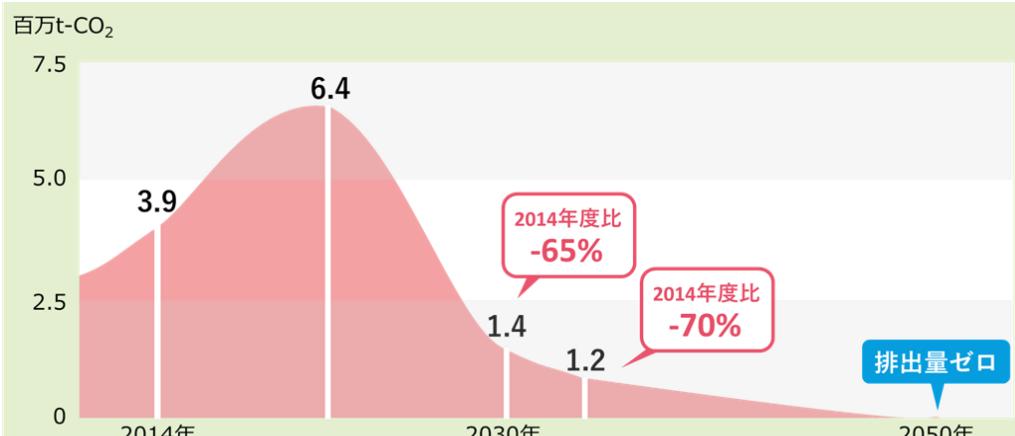
【ゼロエミッション東京戦略】

分野ごとに2050年のゴールと2030年のターゲット、アクションを明示

【ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ】

2025年3月策定

取組を一層加速するため、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据えた取組



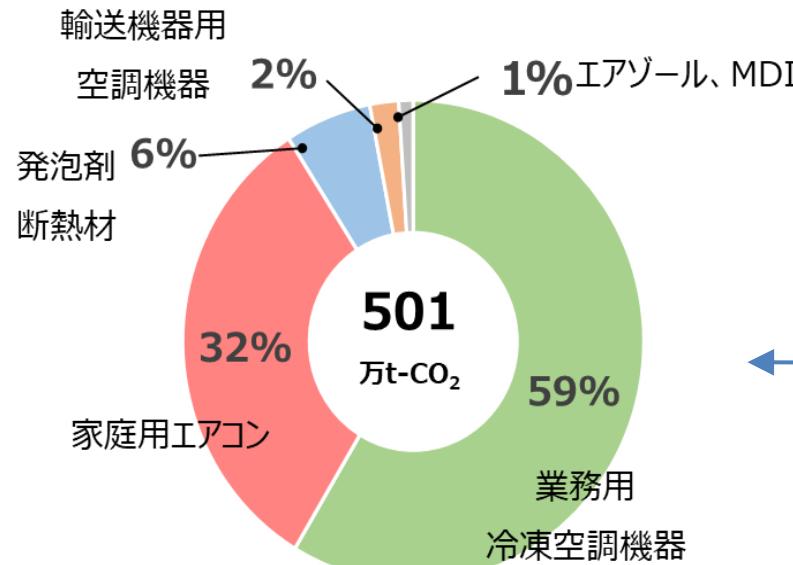
ゼロエミッション東京戦略 におけるフロン削減目標

2050年の目指すべき姿 フロン排出量ゼロ

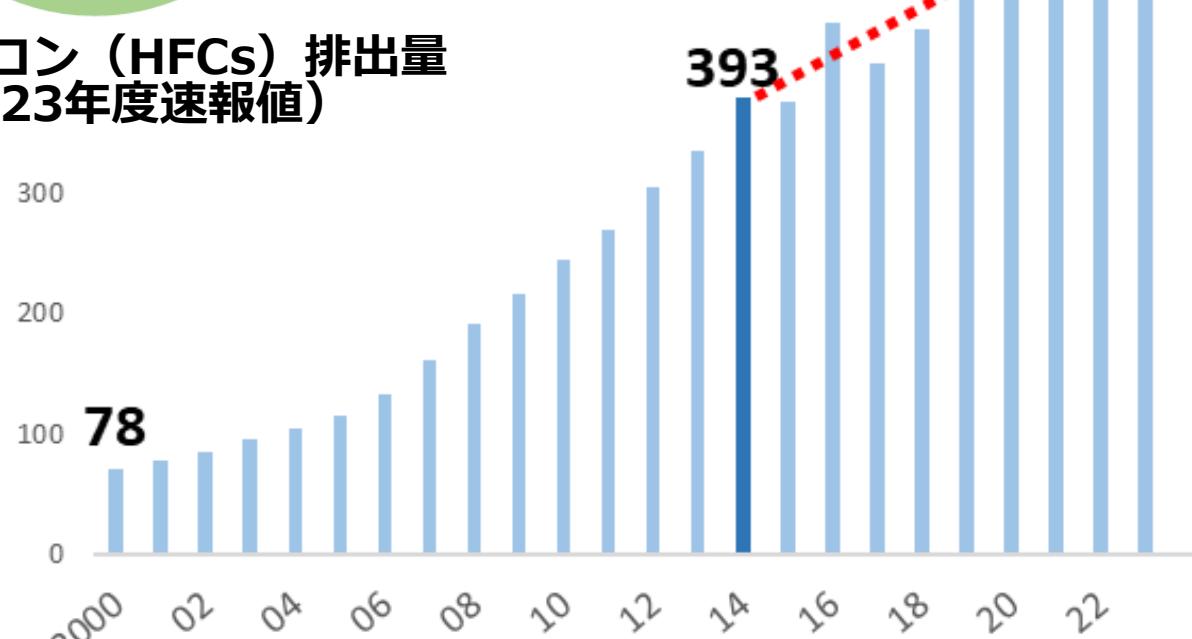
- ノンフロン機器の普及拡大により、フロン使用機器を大幅削減
- フロン機器の徹底管理により、使用時・廃棄時の漏えいゼロを実現

2030年目標 代替フロン（HFCs）排出量 - 65% (2014年度比)

2035年目標 [新] 代替フロン（HFCs）排出量 - 70% (2014年度比)

単位 : 万t-CO₂

501

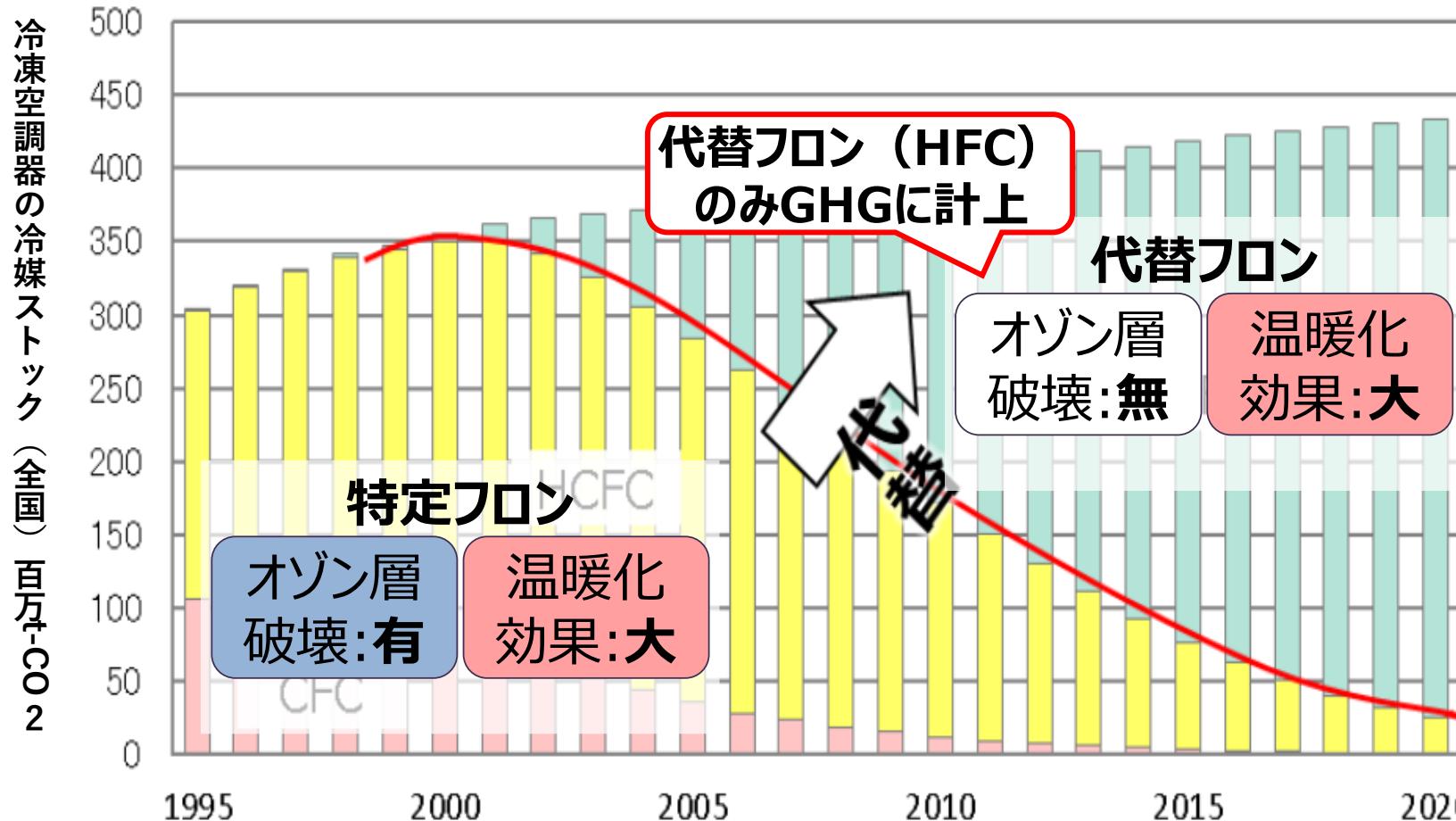


都内のフロン (HFCs) 排出量の推移

1 | 特定フロンから代替フロンへの転換について

■冷媒の市中ストック（全国の推計値）

オゾン層保護対策として、特定フロンから代替フロン（HFC）への転換が進展



出典：第2回中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合資料4（一部改変）

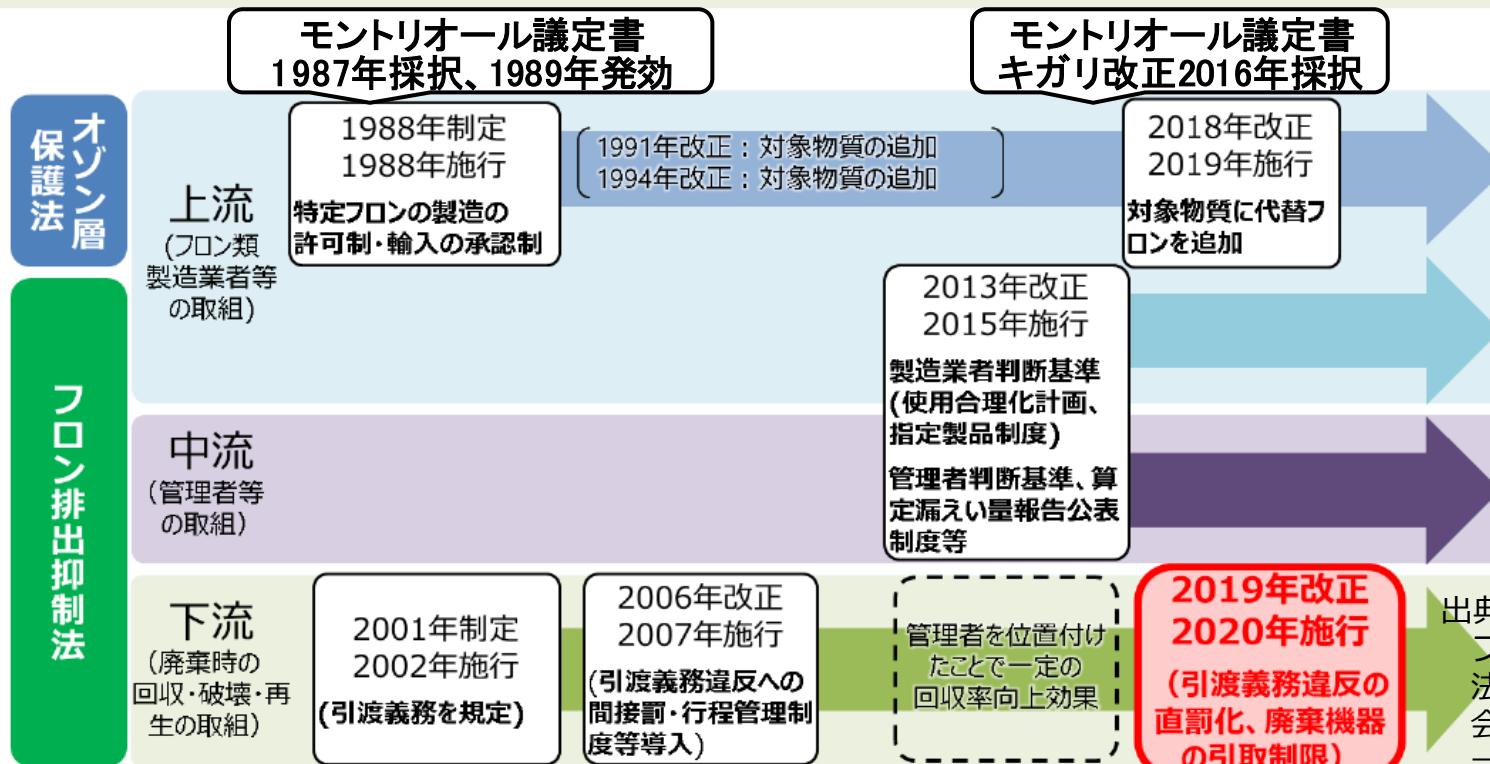
注）上図は推計値である。実際には特定フロンを使用する機器は残存している。

1 フロンに関する法規制

モントリオール議定書（キガリ改正を含む）を受けフロンに関する法規制を実施

オゾン層保護法：特定フロン及び代替フロンの製造・輸入等を規制

フロン排出抑制法：製造や輸入の上流、使用時の中流、廃棄時の下流の全般を規制



○フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）
平成13(2001)年制定、平成14(2002)年4月施行
⇒オゾン層保護と地球温暖化防止を目的とし廃棄時のフロン回収等を義務付け

○フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）
平成25(2013)年6月大幅改正、平成27(2015)年4月施行 ⇒フロンのライフサイクル全体を包括的に規制

○フロン排出抑制法改正 令和元(2019)年6月改正、平成2(2020)年4月施行 ⇒廃棄時対策の強化 6

1 フロン排出抑制法

フロン排出抑制法の目的

第一条

この法律は、（略）オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらす**フロン類の大気中への排出を抑制するため**、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用される**フロン類の管理の適正化**に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用される**フロン類の管理の適正化**のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

附 則（令和元年6月5日法律第25号）第4条

政府は、**この法律の施行**（令和2年4月）**後5年を経過した場合において**、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする**。

1 東京都の取り組み

【これまでの都の主な取組】

▽改正フロン排出抑制法施行

	～R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
使用時漏えい対策 (業務用)	■ 地域商工団体と連携した フロン排出抑制法管理推進事業		■ 管理者へのフロン削減対策支援事業		■ フロン機器管理者への立入強化		AI等システム構築
廃棄時漏えい対策 (業務用)	■ 解体現場立入調査	■ 解体現場全件立入		■ 先進技術を活用した フロン排出削減事業	■ フロン漏えい早期点検修理事例収集		支援事業開始
省エネ型ノンフロン 機器への転換	■ 省エネ型ノンフロン機器導入補助事業			■ 解体現場立入強化(抽出調査)			評価制度構築
家庭用対策	■ 省エネ型機器等への買換え及び適正回収の促進			■ 充填回収事業者技術力向上事業			支援策強化
都庁率先行動		■ ゼロエミ都庁行動計画(ノンフロン機器導入推進、点検管理の徹底)		■ 大型空調機器等ノンフロン・低GWP化技術推進検討			都有施設 ノンフロン等機器等導入加速
普及啓発等			■ 講習会実施、点検等に関する動画配信など				

1 | 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都は自然冷媒を使用する「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用を助成

事業概要（令和7年度）

予算額	12.1 億円	(令和6年度 12.1億円)
助成対象事業者	都内で事業所を所有・使用している事業者（リースを行う場合も含む。） ※ 冷凍冷蔵庫及び食品製造工場は除きます。	
助成金の額	【大企業】 助成対象経費の 2分の1	(上限額：1,600万円／台)
	【中小又は個人等】 助成対象経費の 3分の2	(上限額：2,200万円／台)
助成対象経費	助成対象機器の購入費、運搬据付費、工事費、業務費及び 撤去費 拡大 ※ 工事費及び撤去費：内蔵型ショーケースは対象外です。 ※ 業務費及び撤去費：大企業は対象外です。	
助成条件	<ul style="list-style-type: none">都内の事業所に導入されること。新品であること。フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。機器の導入後、東京都及び公社が行う調査等に協力できること。導入機器に都が指定するステッカーを貼付すること。 追加【大企業のみ】 ノンフロン機器への導入目標等の公表に加え、導入効果を広く周知すること。	
申請期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	



ステッカー

対象機器



※購入前の申請が必要です。

1 | 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

【よくあるご質問】

Q

A

申請台数の上限はありますか。

1 申請あたりの台数に制限はございません。

1 事業者あたりの助成金額に上限、下限は？ 事業者単位での上限はありません。

冷凍・冷蔵庫は対象か？

カタログ等で冷凍・冷蔵ショーケースとして販売されていない機器について、本事業の対象外です。

＜対象外機器の一例＞ 業務用冷凍冷蔵庫

対象機器の要件として「自然冷媒であること」と記載があるが、自然冷媒とはなにか？

「アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするもの」を指します。

本社が東京都に所在する事業者であっても他府県の事業所機器の導入は対象か？

都内の事業所に設置することが要件として定められている為、本社所在地が都内であっても他府県の事業所への設置は対象外です。

【問い合わせ先（省エネ型ノンフロン機器普及促進事業）】

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyokankyo.jp/apply/nonfuron/>

東京都環境公社 ノンフロン 



公益財団法人 東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業 ヘルプデスク

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

お問い合わせ ☎ : 03(3633)2282 【受付時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00】

HP : <https://www.tokyokankyo.jp/> E-mail : kaizen-nonfuron@tokyokankyo.jp

1 フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業

フロンの漏えいを早期に検知できる遠隔監視技術の導入に要する費用を助成

事業概要（令和7年度）

予算額	0.7億円		
助成対象事業者	都内で事業所を所有・使用している事業者 (大企業、中小企業者・個人事業主等)		
助成金の額	【大企業】	助成対象経費の 2分の1	(上限額：50万円／事業所)
	【中小又は個人等】	助成対象経費の 3分の2	(上限額：67万円／事業所)
助成対象経費	助成対象技術の機器費、工事費、通信費※、サービス利用費※ ※通信費及びサービス利用費は利用開始日から1年間の費用が対象		
助成条件	<ul style="list-style-type: none">都内の事業所に導入されること1年以上継続して運用することノンフロン機器が実用化されていない機器に導入されること <p>※R7は業務用空調機器が対象</p> <ul style="list-style-type: none">過去に遠隔監視技術を導入した実績がない機器に導入されること技術の導入後、東京都が行う調査等に協力できること【大企業のみ】 フロン対策に関する目標や取り組みを公表すること		
申請期間	令和7年7月1日～令和8年3月31日		
対象となる技術	<p>業務用空調機器に対して導入される技術で 東京都環境公社HPの登録技術一覧に掲載されている技術</p> <p>※契約前の申請が必要です。</p> 		

1 ゼロエミッション都庁行動計画（2025-2030）

都の事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標や率先的な取組を定めた計画（2025年3月改定）

分野5 フロン対策の推進

計画期間における目標(2030年度)

フロン算定漏えい量※（2015年度比）▲65%

※ フロン排出抑制法に基づき算定するフロン漏えい量のCO₂換算値

目標達成のための取組

1 フロン排出抑制法に基づく機器管理の徹底

2 ノンフロン・低GWP機器等の新技術の導入拡大



【都内施設におけるフロン漏えい率について】

都内全体の漏えい率は、2015年度で4%程度と推計されます。2030年の▲65%達成のためには、都内の平均漏えい率を1%に低減させることが必要です。

一方都庁では、これまで適切な機器管理や府内への検査等の対策を行っており、都庁全体の漏えい率は本計画で基準年※とする2015年時点で約1%と、都内全体と比べ大幅に低くなっています。しかしながら、都自らの率先行動として様々な取組を強化し、漏えい率を0.35%程度まで下げるを目指します。

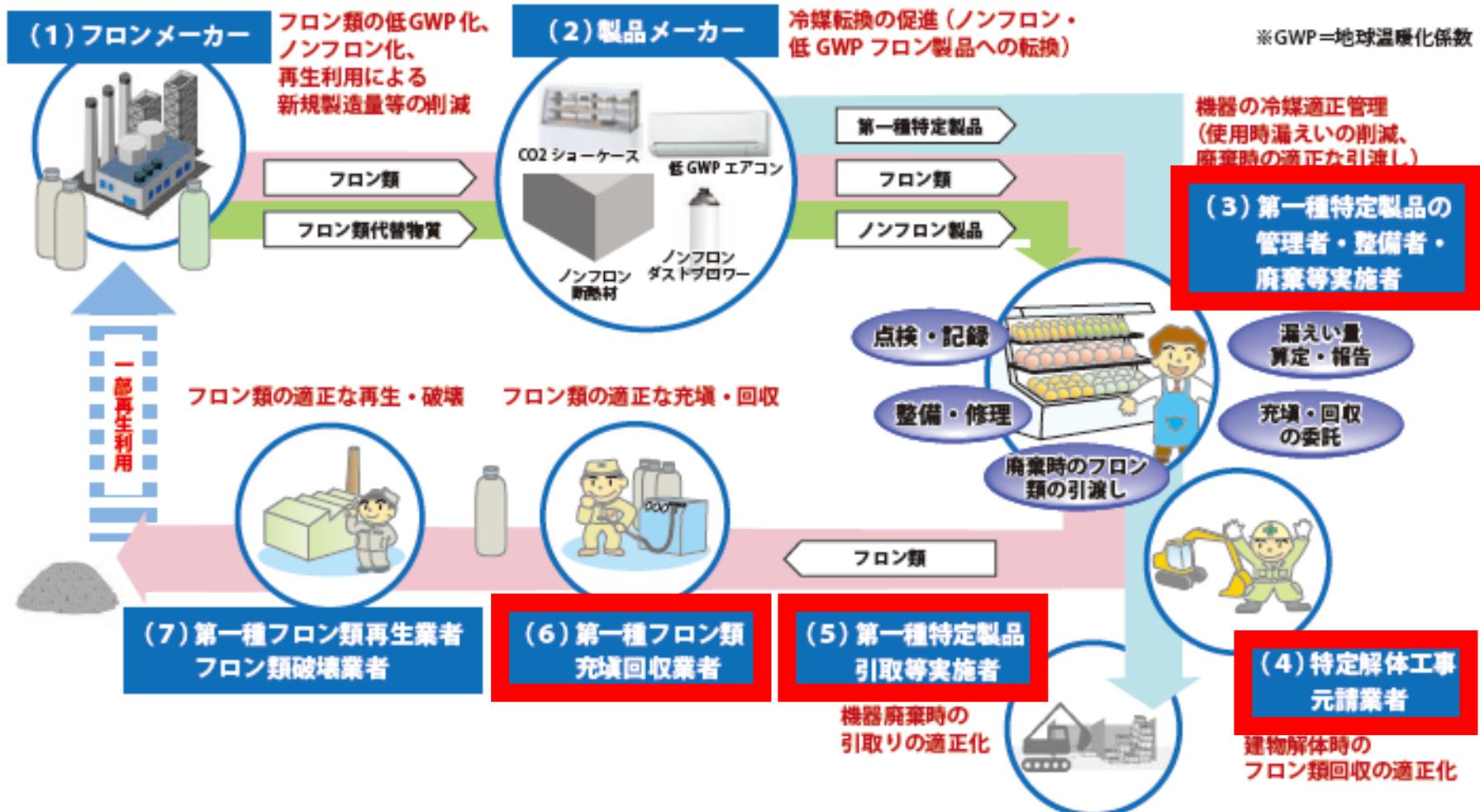
※ 算定漏えい量報告の制度開始年度

目 次

- 1 フロン排出削減に向けた都の取組について**
- 2 都の立入指導について**
 - 2.1 管理者立入検査での指導事例（機器使用時）**
 - 2.2 解体現場立入検査での指導事例（機器廃棄時）**
 - 3.3 充填回収業者への指導事例など**

2 都の立入指導について

■ フロン類のライフサイクルと フロン排出抑制排出法における都の立入検査対象



出典：フロン排出抑制法に関する説明会（環境省）資料を一部改変

2.1 管理者への立入検査について

■管理者立入検査の概要

- ・都はR 5年度からフロン対策指導員（フロンGメン）を増員し、管理者への立入検査も強化
- ・立入検査では、フロンの排出抑制を目的として、管理者に関するフロン法の規定の遵守状況を確認
(管理者の判断基準への適合状況、機器廃棄の状況、漏えい量の算定等)
- ・都内で漏えい量が多い管理者から立入検査を順次実施
- ・事前確認用資料提出の上、現地で関係書類と実際の機器を確認



2.1 管理者立入検査の流れ

フロンGメンから対象事業者へ依頼

- ・検査対象事業所の決定
(原則都内で最も漏えいが多い事業所)
- ・事前提出資料の依頼

フロン排出抑制法第107条三
立入検査拒否の場合20万円
以下の罰金



【検査当日の流れ】

① 書類確認

管理者の判断基準への適合状況

機器廃棄の状況

算定漏えい量の算定 が適切か確認

② 現場確認

原則として、書類確認の内容を踏まえ対象機器を指定

③ 講評

検査票作成後、検査結果を伝える
(不適切な場合指示書を交付)

【当日ご準備いただく資料】

- ・点検整備記録簿
- ・簡易点検及び定期点検の記録
- ・充填証明書・回収証明書
- ・修理に関する報告書
- ・回収依頼書(委託確認書)、引取証明書
(機器廃棄がある場合)
- ・算定漏えい量とその内訳が確認できる資料

注) 現時点の内容であり、今後変更する場合や、事業者や事業所の特徴等に合わせて異なる場合もある。

2.1 管理者立入検査の準備

① 立入検査対象事業所の選定

都内で最も漏えい量が多い事業所をフロンGメンへ連絡

② 機器別情報シートの提出

機器リスト + 3カ年の機器別漏えい量

③ 当日の書類検査用書類の準備

〈事前提出資料（機器リストと機器別漏えい量）〉

※以下の事前提出資料を基に、当日管理状況を確認する。

第一種特定製品の機器情報と機器別冷媒漏えい量											※立入検査を実施した事業所で管理する第一種特定製品全てについて、以下の情報と3ヶ年の機器別漏えい量をご回答ください。			※以下列の漏えい率は自動表示されます。			
管理者		対象事業所		立入検査年月日			合計			冷媒漏えい量kg(実漏えい量)			年間冷媒漏えい率				
例	管理上の機器ナンバー・名称等	室外機(圧縮機)設置場所	系統(区分がある場合)	用途	機器種別	メーカー	型式	設置年月	冷媒種類	圧縮機出力(kW)	(A)冷媒初期充填量kg	(B)冷媒設置時追加充填量kg	又は(A+B)冷媒保有量合計kg	R2年度	R3年度	R4年度	備考
1	A001、ショーケース1など	屋上	1階西	冷蔵(飲料)	別置型冷凍冷蔵ショーケース	○○○○	ABC-DE000FG	2010年4月	R410A	34.5	56.7	23.4	80.1	0	40	0	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

機器ごとの簡易点検、定期点検の記録を確認

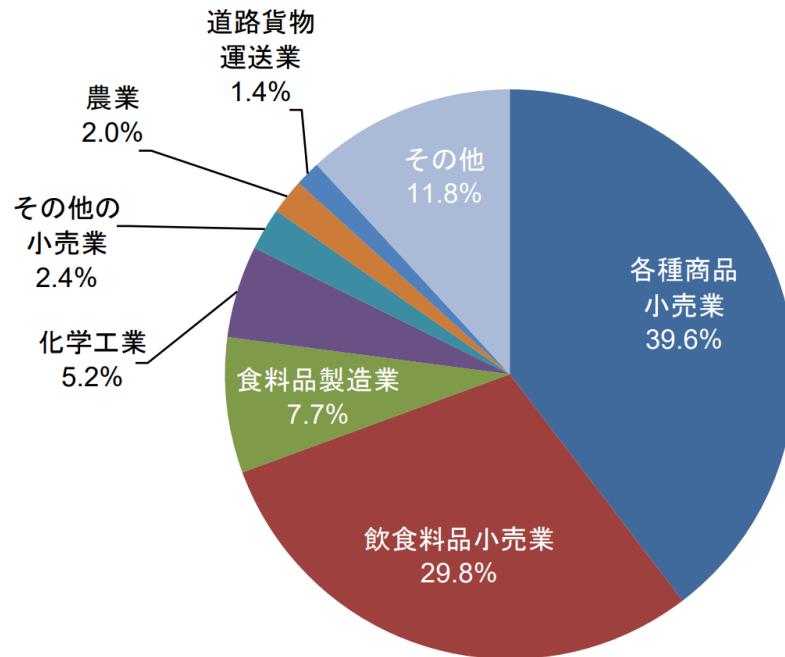
機器情報の把握状況を確認

漏えい量、漏えい率の多い機器から充填・修理記録を確認

2.1 立入検査対象

都内に事業所のある事業者から以下の情報を元に選定

- 算定漏えい量報告（特定漏えい者）
- アンケート調査 等



報告者数394、算定漏えい量合計2,187千tCO₂

【令和5年度 算定漏えい量業種別内訳（全国）】

出典：フロン排出抑制法に基づく令和5年度フロン類
算定漏えい量の集計結果（環境省、経済産業省）

環境局
Bureau of Environment

お問い合わせ 組織情報 採用情報 届出・申請
条例・計画・審議会 お知らせ

地球環境・エネルギー 自然環境 廃棄物と資源循環 自動車

環境局トップ > 高圧ガス・火薬類・電気工事の保安 > フロン対策 > お知らせ
> 令和6年度フロン機器管理状況等調査について

令和7年度フロン機器管理 状況等調査について

冷暖房のための空調機器や、食品などを冷やす冷凍冷蔵機器には、冷媒としてフロンが使用されておりますが、このフロンが漏えいすると地球温暖化に大きな影響を及ぼします。

東京都では、フロンの漏えい防止を図るため、都内における業務用空調機器・冷凍冷蔵機器の管理状況を把握するための調査を実施しております。本調査の趣旨をご理解いただき、下記の調査実施機関より連絡がありましたら、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

2.1 管理者立入検査のチェックポイント

主なチェックポイントは、法第16条の規定に基づく管理者の判断基準に対応

検査項目 ※抜粋	根拠規定 (管理者の判断基準)
設置場所の周囲に、点検、修理に必要な作業空間等が確保されている。 定期的に清掃が行われている。	第一
簡易点検、定期点検が、法定の頻度で行われている。	第二
漏えい・故障を確認したときは、修理が完了するまでフロン類を充填することを委託してはならないことが遵守されている。	第三 2
修理等を行わずに応急的にフロン類を充填している場合は、その理由が妥当であり、漏えいを確認した日から 60 日以内に当該漏えい個所の修理を行うことが確実と認められる。（応急的な充填は 1 回に限る。）	第三 3
第一種特定製品ごとに、点検整備記録簿を備えている。	第四 1,2
第一種特定製品に充填されているフロン類の種類及び量が記録されている。	第四 1(3)
点検日、点検者名並びに点検の内容及びその結果（漏えい等時は、漏えい箇所・漏えい状況に関する事項）が記録されている。	第四 1(4)
修理日、修理実施者、修理の内容及びその結果が記録されている。	第四 1(5)
漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である場合の理由及び修理の予定時期が記録されている。	第四 1(6)
フロン類の充填日（回収日）、充填回収業者、充填したフロン類の種類及び量が記録されている。	第四 1(7)(8)

管理者の判断基準に対する違反については、圧縮機出力7.5kW以上の機器を有する管理者に対して、フロン排出抑制法第104条により、罰則として50万円以下の罰金が定められている。

2.1 指導事例) 機器周辺の維持保全について

(以下、管理者立入での指導事例と関係する管理者の判断基準を紹介)

【立入検査で確認された不適正事例】

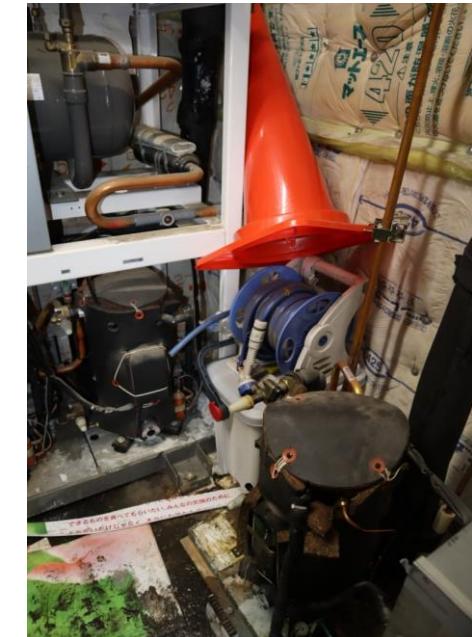
作業空間が確保されていない、清掃されていない

- ・冷凍冷蔵機器の隙間に、古びた段ボール箱、バケツの類などが残置されていた。
(点検、整備の障害になる)
- ・床一面に水が溜まっていた。
(清掃が行われていない。)

管理者の判断基準

第一 設置及び使用する環境の維持保全に関する事項 (抜粋)

- ・設置場所の周囲に、点検及び修理の障害となるものがなく、必要な作業空間等が確保されていること。
- ・定期的に清掃を行うこと。



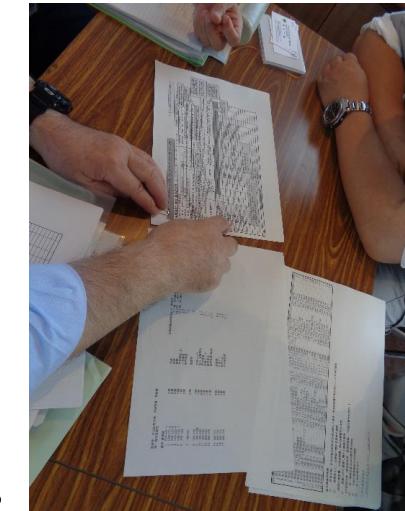
2.1 指導事例) 簡易点検・定期点検について

【立入検査で確認された不適正事例】

簡易点検、定期点検が適切に実施されていない。

※全ての機器で実施されていない、ということはまれで、一部の機器で実施されていない、というケースが多い。

- ・機器リストと簡易点検の実施記録を突合した結果、簡易点検が実施されていない機器が複数判明。
(形骸的に点検記録を作成しているだけで、実際は機器ごとの確認を行っていないと考えられる。)
- ・運転休止中の機器について、簡易点検が実施されていない。
(全く管理されておらず放置状態であると考えられる。)
- ・7.5kW以上50kW未満の空調機器が、3年以上定期点検を実施していない。
(定期点検が必要なことが担当者交代時に引き継がれていなかった。)



管理者の判断基準

第二 第一種特定製品の点検に関する事項 (抜粋)

- ・全ての第一種特定製品について、3カ月に1回以上の簡易点検実施が必要
- ・圧縮機の定格出力7.5kW以上の第一種特定製品について、1年に1回以上
(50kW未満の空調機器は3年に1回以上)、十分な知見を有する者による定期点検の実施が必要

2.1 指導事例) 休止中の機器について

【立入検査で確認された不適正事例】

- 不具合があり休止中との説明があった機器について、不具合発生後の対応を確認したところ、専門点検を実施することなく放置されていた。
- 専門点検を実施したことの記録も必要（点検実施年月日、点検内容・結果、故障箇所、故障の状況等）

故障の状況等として、不具合の内容とその発見日も記録しておく。

簡易点検の記録の例

点検項目		冷媒系統	保安装置	電装部品	運転調整	備考
冷媒系統	配管の損傷等の有無	×	×	○	○	○
	ガス漏れの有無	×	×	○	○	○
保安装置	インターロックが正常に作動する	○	○	○	○	○
	圧力開閉器作動の良否	○	○	○	○	○
	温度ヒューズの異常有無	○	○	○	○	○
電装部品	過熱防止器作動の良否	○	○	○	○	○
	接続端子の緩みの有無	○	○	○	○	○
	電気配線の損傷、加熱等の有無	○	○	○	○	○
運転調整	運転における電圧変動が規定地内である	○	○	○	○	○
	主電流及び圧縮機電流が定格以下にある	○	○	○	○	○
	熱交換状況が正常である	×	×	×	×	室内機冷媒漏れにより運転停止中
備考		室内機冷媒漏れにより運転停止中	室内機冷媒漏れにより運転停止中	室内機冷媒漏れにより運転停止中		

管理者の判断基準

第三 フロン類の漏えい時の措置（抜粋）

- 漏えい、故障を確認した場合は、速やかに点検及び修理を行うこと。

2.1 指導事例) 漏えい時の措置について

【立入検査で確認された不適正事例】

事前提出の漏えい量と、充填証明書・回収証明書、作業報告書の内容を、日付順に確認していくと、修理を行うことなく何度も充填を繰り返していることが判明。

900	300	180	320	33%	20%	36%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

用途	機器種別	冷媒種類	圧縮機出力(kW)	冷媒保有量合計kg	冷媒漏えい量kg(実漏えい量)			年間冷媒漏えい率		
					〇年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
精肉	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180	100	70	200	56%	39%	111%
鮮魚	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180	70	20		39%	11%	
青果	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180			120			67%
総菜	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	25	120	80			67%		
各冷蔵庫	コンデンシングユニット	R22	25	120	50	90		42%	75%	
冷凍食材	コンデンシングユニット(ショーケース)	R404A	10	60						
各冷凍庫	コンデンシングユニット	R404A	10	60						

立入検査では、漏えい率の高い機器、複数年漏えいしている機器を確認します。

空調	充填回収業者の作業報告の内容例			充填量
	9月20日	冷却不良のため点検と充填を実施、〇〇ショーケース下冷媒配管より漏えい反応有り、後日修理します。		
空調	9月26日	冷却不良、フロンガス充填、後日修理を予定中		50kg(2回目)
空調	10月1日	冷却不良、フロンガス充填、10月10日修理予定		30kg(3回目)
空調	10月6日	冷却不良、フロンガス充填		40kg(4回目)
空調	10月10日	ケース下配管修理作業を実施、フロンガス充填		40kg(5回目)

2.1 指導事例) 漏えい時の措置について

修理を行うことなく何度も充填を繰り返している管理者は

- ・修理をせず充填することが不適正であるという認識が薄い。
- ・充填の履歴が分かる点検整備記録簿が作成されていないケースが多い。
- ・管理を受託している業者が、管理者に相談せず、安易に充填を繰り返していたケースもある。（機器の管理を受託者に丸投げ）

⇒ 責任は委託している管理者にある。

管理者の判断基準

第三 フロン類の漏えい時の措置（抜粋）

- ・漏えい、故障を確認したときは、修理を行うまでフロン類を充填することを委託してはならない。

修理をせず充填するということは、
冷媒を大気に放出させ続けるということです。

2.1 指導事例) 応急的な充填について

【立入検査で確認された不適正事例】

健康への影響、事業への著しい損害が理由で応急的な充填が必要な場合は、例外的に1回のみ修理前の充填が認められているが、定量的な根拠なく（定量的な検討をすることなく）充填しており、必要性に対する適正な説明ができない。

管理者の判断基準 第三 フロン類の漏えい時の措置（抜粋）

- 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、修理を行わず応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、1回に限り修理前の充填を委託することができる。

判断基準を守れない可能性がある場合は代替措置を検討しておくことを推奨

補足：フロン排出抑制法第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き 環境省 経産省

(3)修理しないままの充填の原則禁止（抜粋）

- 応急的に充填が必要と判断した場合、「応急的に充填が必要な理由」及び「修理予定日」を明らかにし、立入検査などに際しては、これらを説明する必要がある。また、その理由が「事業継続のため」である場合、機会損失費用の見積もりなど、経済的損失の定量的な説明を準備することが必要である。
- なお、上記はあくまでもやむを得ない物に限定される例外的な措置である。

点検整備記録簿の応急的な充填の例 (定量的な根拠が必要)

作業年月日	点検・整備区分	充填量(kg)		回収量(kg)	点検内容	点検結果	漏えい・故障の原因	漏えい・故障箇所	修理の内容	修理予定日
	出荷時初期充填量	60								
	設置時追加充填量	0								
2019/1/5	定期点検				直接法	なし				
2019/5/31	呼出点検	40.00			直接法	あり				
2019/6/1	漏えい修理	40.00			直接法	あり	振动・共振	#の部品配置	漏れ付け補修	
2019/12/15	漏えい修理	20.00			直接法	あり	漏れ付け不足	フレップ離手部	増し締め	
2020/1/5	定期点検・回収	

2.1 指導事例）点検・整備記録簿について

【立入検査で確認された不適正事例】

- 過去の充填・回収証明書、作業報告書は別々に保存はされているが、機器ごとの過去の充填や修理の履歴が分かることになつてない。
⇒ 過去の点検状況、修理状況、不具合発生時期、応急充填の有無等が把握できず、漏えいがあった際にその場しのぎの対応となりやすい。



点検の報告書、修理の報告書が別々に年度別にファイリングされているのみ。各機器の履歴が把握できない。

冷媒漏えい点検・整備記録簿										2014年 11月 1日～		年月日		計測時間		管理番号		補足事項	
管理番号	店名・名称	1.機器種別	2.機器名	3.機器番号	4.機器台数	5.機器種別	6.機器名	7.機器番号	8.機器台数	設置製造者	設置年月	西暦	年	月	日				
店番	住所	〒123-4567 ○○○○市○○○-4~5	TEL	01-234-5678	設置年月	西暦	年	月	日										
市番	施設名	スーパー彌原 ○○店	系統名	A-1	使用機器	分岐	型式	製品	用途										
区番	住所	〒123-9876 ○○○○市○○○-87	TEL	01-222-3333	仕様機器	電動油圧式立坑掘り機(kW)													
登記運営管理責任者	登記・太郎	TEL	01-222-3333	集計期間	合計先月～合計月(収量)	合計月(収量)	合計月(排出量)	CO2排出量											
名	冷凍空調設備機器	TEL	0222-0001 ○○○○市○○○-12-32	ABC設備機器	TEL	024-444-5555	冷媒量(kg)	75.00	61.00	14.00	26.880								
姓	ABC設備機器	TEL	〒233-0011 ○○○○市○○○2321	TEL	024-666-2221	使用台数	R410A	初期充填量(kg)	25.00										
番	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL		
主	主要冷媒の GWP値	R11	R12	R32	R134a	R22	R23	R245f	R502	R404A	R407A	R407C	R410A	R10B	R152a	R424a	R507A		
要	4669	10200	677	1300	1760	79	858	4790	3940	1920	1620	1920	2050	138	1800	3995			
主	充填量(kg)	充填量(kg)		回収量(kg)		点検内容		点検結果		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理箇 理由	
業	作業年月	点検・整備区分		回収量(kg)		点検内容		点検結果		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理予定期間	
業	2014/11/17	初期充填量回収量		20.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2014/11/17	設置位置追加回収量		5.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2015/7/10	回収出庫		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2015/7/10	回収出庫		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2015/7/10	漏えい・修理		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2015/7/10	定期点検		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2016/10/25	定期点検		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	
業	2016/10/25	漏えい・修理		25.00		充填量(kg)		回収量(kg)		漏えい・故障の原因		修理の内容		点検・修理・回収、技術者名		技術者名		修理理由	

※記録簿で、機器ごとの漏えい・故障、修理、充填の履歴と内容を把握する
管理している全機器の主要情報を一覧にした機器リストの作成も重要

管理者の判断基準 第四 点検及び整備に係る記録等に関する事項 (抜粋)

- ・第一種特定製品ごとに、点検・整備に関する事項を記載した記録簿（電子也可）を備え、当該機器の廃棄（冷媒の引渡し完了日）から3年を経過するまで保存すること。
 - ・点検・整備記録簿への記載事項
 - ✓ 管理者の名称、設置場所の住所
 - ✓ 第一種特定製品を特定するための情報（型番・型式、用途、定格出力等）
 - ✓ 充填されているフロン類の種類及び量（初期充填量、設置時追加充填量）
 - ✓ 点検・修理、漏えい箇所・状況、充填・回収に関する事項 等

2.1 管理者立入検査時に判明したそのほかの不適正事例(整備者など)

【整備者：管理者に確認を取らないフロンの充填】

機器の不具合発生時に、維持管理受託者・メンテナンス業者が、管理者への報告・確認をせず、充填回収業者に依頼し、修理前のフロン充填を繰り返し実施していた。

管理・保守を委託している管理者が法第16条（管理者の判断基準）違反となる。（P24参照）

【整備者：充填回収を行っていない者による充填・回収証明書の交付】

実際に作業を行った充填回収業者でなく、仲介したメンテナンス業者（充填回収業登録はしている）が、充填・回収証明書を交付していた。

施行規則第15条（充填証明書の記載事項）

四 フロン類を充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

【整備者（設置工事業者）：E票がない古い第一種特定製品の引取】

第一種特定製品設置時に、管理者が取り外していた古い第一種特定製品の引き取りを頼まれ、E票（引取証明書）が無いにも関わらず引き取った。その後スクラップ業者に引き渡した。

法第45条の2

2 引取等実施者は、処分の再委託、譲渡するときは、引取証明書の写しを回付しなければならない。

4 引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認できない場合は、第一種特定製品の引取りを行ってはならない。

2.1 管理者立入検査時に判明したその他の不適切事例

【販売者：販売時に下取りした機器について、下取りする側（販売者）が廃棄等実施者としてフロン回収を実施】

第一種特定製品の入替時に、新しい機器の販売者が古い機器を下取りした。その際、下取りした販売者が廃棄等実施者としてフロン回収を実施した。

※フロン排出抑制法において、下取りの場合も、下取りに出す側が廃棄等実施者となり、下取りする側が引取等実施者となる。

引取等実施者が、委託等によりフロン回収を行わなければならない。

- フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品引取等実施者とは、廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行うとする者を指す。

※「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りを含むが、中古品としての引取りは含まない。

- 第一種特定製品について、商習慣上の下取りを行う場合も、第一種特定製品引取等実施者となる。

※「商習慣上の下取り」とは、新しい製品を販売する際に商習慣として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為を指す。

出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会（環境省 フロン対策室）資料

法第41条 廃棄等実施者は、自ら又は他のものに委託して、充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない。

法第43条 廃棄等実施者は、フロン類を引き渡すときは、回収依頼書/委託確認書を交付しなければならない。

法第74条 廃棄等実施者はフロン類の回収等の費用を負担するものとする。

2.2 解体現場への立入検査について

■ 概要

- 立入検査は、フロン排出抑制法第92条第1項の規定に基づき実施
- 解体現場への立入検査（対応者は主として特定解体工事元請業者）では、機器廃棄時のフロン類が確実に回収されていること、必要書類が保存されていることなどを確認するため、主に事前確認書・行程管理票の提示を求め、記載内容を確認
- 立入検査は、抜き打ちで実施

【充填回収業者の留意事項】

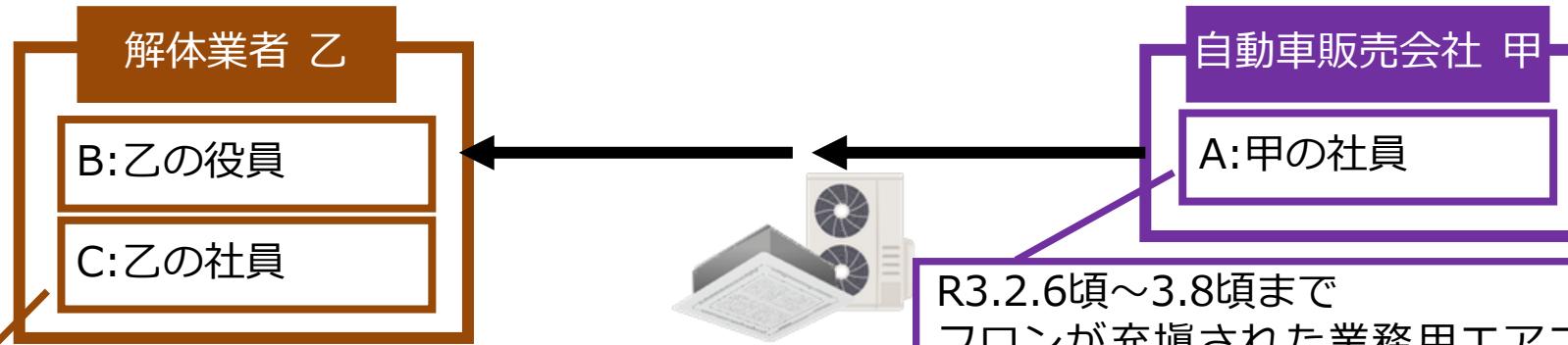
- 解体現場への立入検査において、フロン回収を行っている充填回収業者が更新の登録を行っているか確認しています。登録していない場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがありますので、登録の有効期間については十分留意してください。
- 解体現場への立入検査時、特定解体工事元請業者と対応している中で行程管理票の提示を求めると「まだ充填回収業者から交付を受けていない」との回答が多々あります。フロン排出抑制法には、“廃棄等実施者は、委託確認書の交付日から90日以内（解体工事の場合。その他は30日以内）に引取証明書の交付・送付を受けないときは、その旨を都道府県知事に報告する”旨の規定がありますので、決められた期間内に引取証明書を交付・送付するようにしてください。

2.2 檢挙事例) 機器廃棄時における不適正事例 1

事案概要

■八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで東京地方検察庁立川支部へ書類送致（令和3年11月9日）

（事実関係と違反内容）



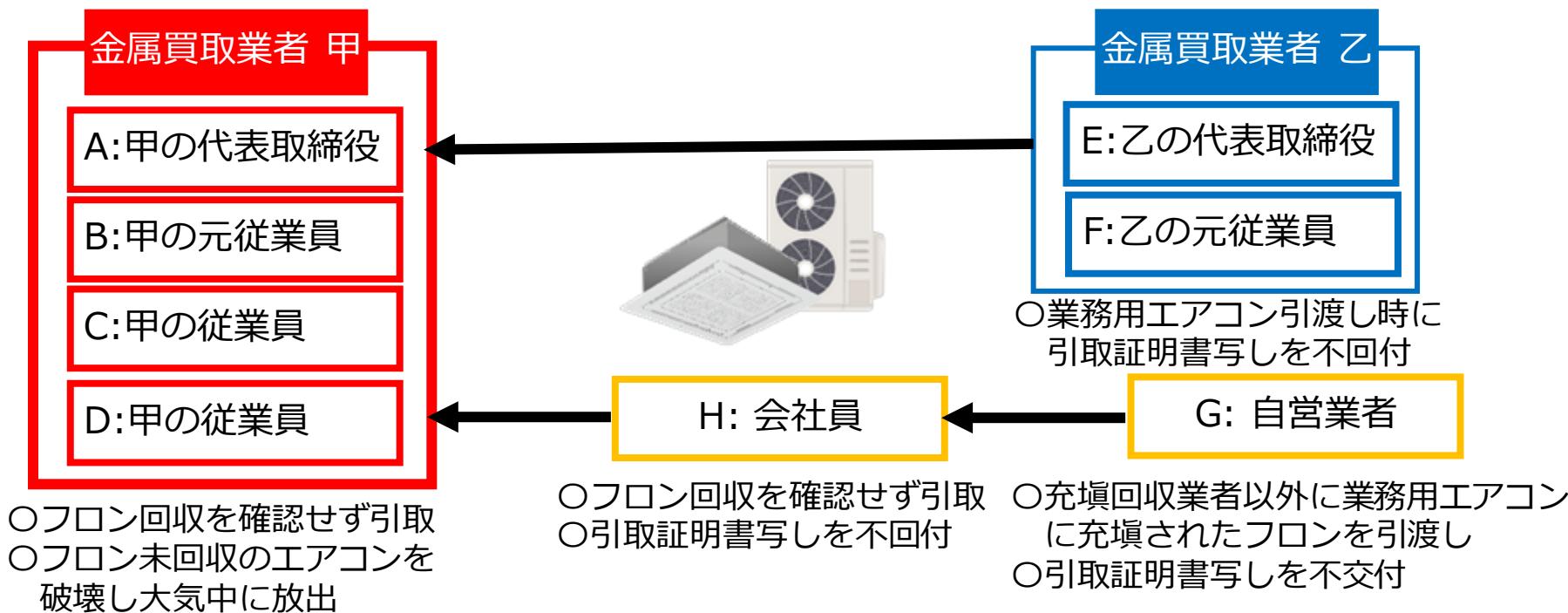
R3.3.5頃～3.8頃まで
解体工事において、フロンが回収されていない
業務用エアコンを重機で取り外し、フロンガス
を大気中にみだりに放出させた。
罰条：法第86条（フロン類の放出の禁止）違反
罰則：法第103条第13号 1年以下の懲役又は 50
万円以下の罰金
両罰：法第108条 50万円以下の罰金

R3.2.6頃～3.8頃まで
フロンが充填された業務用エアコンがある
建物の解体工事において、フロンの引
渡しを他の者に委託する際に、委託確認
書を交付しなかった。
罰条：第43条第2項（委託確認書不交
付）違反
罰則：法第105条第2号 30万円以下の罰
金
両罰：法第108条 30万円以下の罰金

2.2 檢挙事例) 機器廃棄時における不適正事例 2

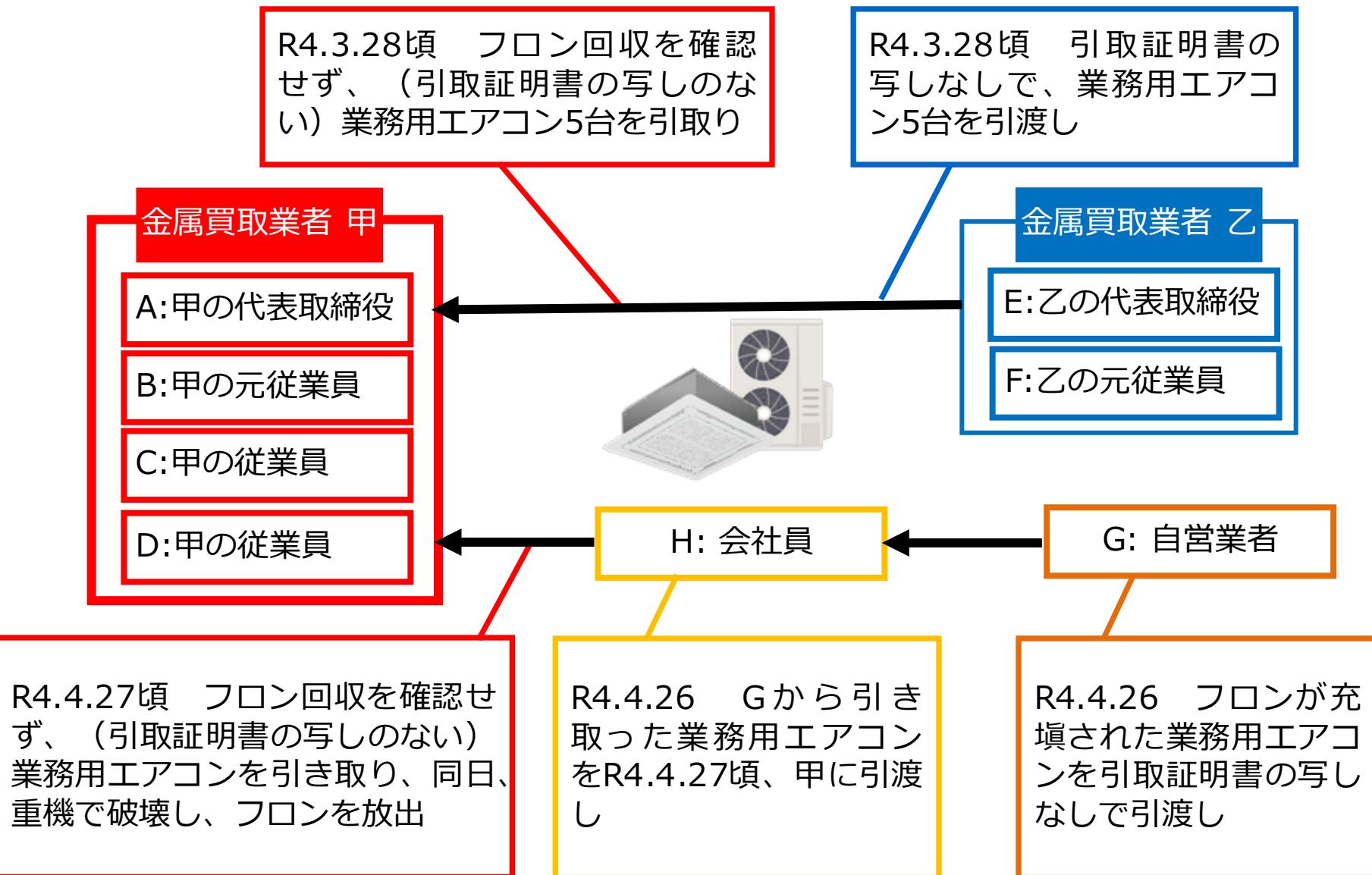
事案概要

- 町田市の金属買取業者が、フロンが回収されたことを確認せずに業務用エアコンを引き取り、重機で破壊した結果、フロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は、金属買取業者の代表取締役とその社員等計4名をフロン排出抑制法違反の疑いで逮捕（令和4年11月7日）
- 昭島市の金属買取業者の代表取締役とその社員等計4名、及び被疑法人2社を同法違反の疑いで書類送致（令和4年11月9日）



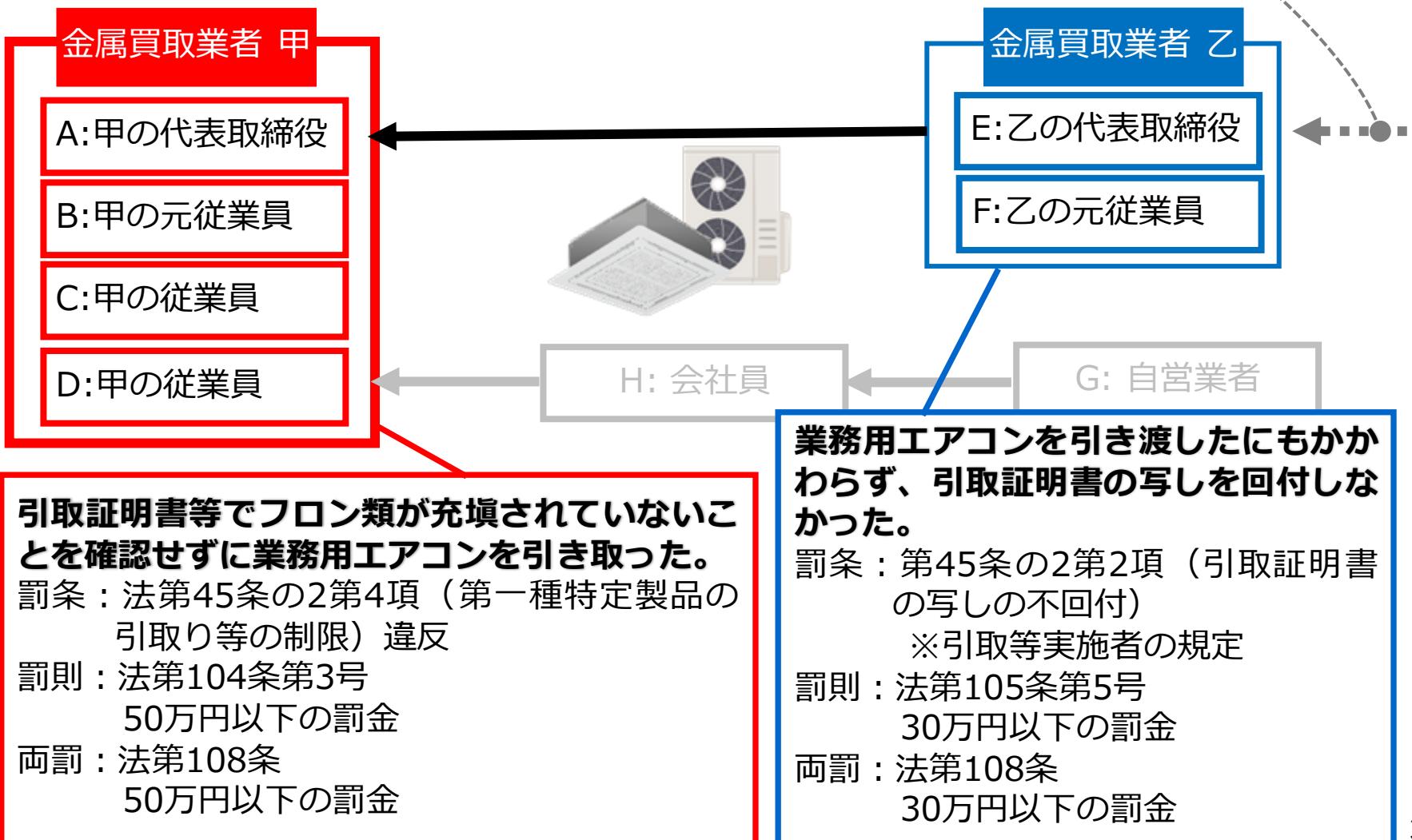
2.2 檢挙事例) 機器廃棄時における不適正事例 2

【事実関係】



2.2 檢挙事例) 機器廃棄時における不適正事例 2

【違反内容】



2.2 檢挙事例) 機器廃棄時における不適正事例 2

業務用エアコンを引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを回付しなかった。

罰条：第45条の2第2項（引取証明書の写しの不回付）
罰則：法第105条第5号 30万円以下の罰金

引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認せずに業務用エアコンを引き取った。

罰条：法第45条の2第4項（第一種特定製品の引取り等の制限）違反
罰則：法第104条第3号 50万円以下の罰金

金属買取業者 甲

A: 甲の代表取締役

B: 甲の二番業者

引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認せずに（フロンが充填されたものを含む）業務用エアコンを引き取った。引き取った業務用エアコンを破壊し、充填されていたフロン類を大気にみだり放出した。

罰条：法第86条（フロン類の放出の禁止）違反
罰則：法第103条第13号 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
両罰：法第108条 50万円以下の罰金
(法第45条の2第4項 第一種特定製品の引取り等の制限 違反もある)



H: 会社員

充填回収業者でない者に、（廃棄等を行おうとする）業務用エアコンに充填されたフロン類を引き渡した。

罰条：第41条（第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務）
罰則：法第104条第2号 50万円以下の罰金

G: 自営業者

業務用エアコンを引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを交付しなかった。

罰条：第45条の2第1項（引取証明書の写しの不交付）
罰則：法第105条第5号 30万円以下の罰金

2.3 充填回収業者への立入検査について

■ 概要

- 立入検査は、フロン排出抑制法第92条第1項の規定に基づき実施
- 充填回収業者への立入検査では、充填量・回収量等の記録作成・保存状況、充填量・回収量等の報告状況、各種書類の保存状況など、フロン排出抑制法の遵守状況を確認
- 立入検査は、抜き打ちで実施

立入検査の拒否には罰則があります。立入検査へのご理解とご協力をお願いします。

【参考】

- ◆ フロン類の充填・回収の際は、充填・回収に関する基準を遵守して行うことが必要（法第37条、第39条、第44条）
- ◆ 第一種特定製品の廃棄時等にフロン類を引き取った場合は、引取証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存することが必要（法第45条）
- ◆ 第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から交付を受けた再生・破壊証明書について、整備を発注した第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品整備者に回付するとともに、その写しを3年間保存することが必要（法第59条、第70条）
- ◆ フロン類の充填量・回収量等に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、毎年度都道府県に報告することが必要（年度末終了後45日以内）（法第47条）
- ◆ フロン類の充填の際はフロン類の充填について、フロン類の回収の際はフロン類の回収について、各々十分な知見を有する者が行う又は立ち会うことが必要

2.3 フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則①

■第一種フロン類充填回収業者

義務（根拠条文）	罰則等
充填回収業の登録（27条）、更新（30条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条一、二）
充填回収業の登録変更の届出【30日以内】（31条①）	30万円以下の罰金 （105条一）
充填回収業の廃業等の届出【30日以内】（33条①）	10万円以下の過料（109条二）
業務停止命令の遵守（35条①）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条三）
充填基準の遵守（37条③）	
充填証明書・回収証明書の交付（37条④、39条⑥）	
情報処理センターへの充填情報等の登録（38条①）	
回収基準の遵守（整備時）（39条③（44条②に規定））	
フロン類の引取り（整備時）（39条⑤）	
情報処理センターへの回収情報等の登録（40条①）	50万円以下の罰金（間接罰）
フロン類の引取り（廃棄時）（44条①）	
回収基準の遵守（廃棄時）（44条②）	
引取証明書の交付・送付、写しの交付・保存（45条①②）	
フロン類の引渡し（46条①）	
運搬基準の遵守（46条②）（委託先含む）	

2.3 フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則②

■第一種フロン類充填回収業者

義務（根拠条文）	罰則等
充填量・回収量等の記録作成・保存（47条①）	20万円以下の罰金（107条一）
充填量・回収量等の記録の閲覧への対応（47条②）	
充填量・回収量等の報告【翌年5月15日まで】（47条③）	20万円以下の罰金 （107条二）
省令に基づく第一種フロン類再生業（50条①）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条四）
再生証明書の回付・写しの保存（59条②）	
破壊証明書の回付・写しの保存（70条②（59条②準用））	50万円以下の罰金（間接罰）
フロン類回収等の料金説明（74条②）	
告徵収（91条）の未報告、虚偽報告	20万円以下の罰金（107条二）
立入検査（92条）の拒否・妨害・忌避	20万円以下の罰金 （107条三）

※ 上記のほか、全ての者の義務として、特定製品のフロン類のみ
だり放出は禁止（86条）。違反した者は、1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金（103条十三）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」
(パンフレット)

フロン排出抑制法ポータルサイト（環境省）

<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>



2.3 充填回収業者登録申請等の手続きについて

■ 申請に関する注意点

新規登録・更新申請時に必要な書類 (手数料: 新規 6,100円 更新 4,200円)

- 登録の更新申請書
- 申請者を確認できる書類
- 登録にあたっての誓約書
- 回収(充填)設備の所有を証明する書類
- 回収(充填)設備の種類及び能力を証明する書類
- 十分な知見を有する者を証明する書類**

フロン回収に当たっては知見者による回収又は立会いが義務付けられています。資格証の有効期限切れ等がないよう留意してください。

変更の届出が必要な事項 (変更の発生した日から**30日以内**)

- 氏名又は名称、住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類
- 追加する事業所の届出
- 事業所の名称及び所在地**

フロン対策講習会の案内が宛先不明で返送されています。

■ 充填回収業者登録・更新等の手続きの電子申請が可能

電子申請のメリット

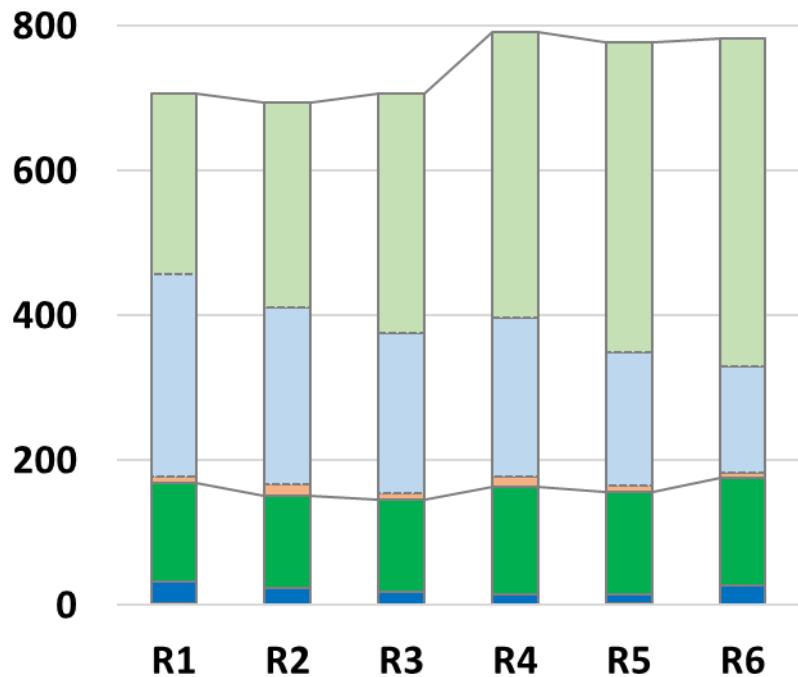
- ① **いつでも**
時間に関わらず、365日、24時間いつでも申請できます。
- ② **時間・コストの削減**
申請の際の移動時間や交通費、郵送費等のコストが削減できます。
- ③ **届出書類作成の効率化**
届出書類の手書き作業や印刷の手間がなくなります。

2.3 充填量・回収量等の報告 都内の集計結果

○都内における回収量は増加傾向

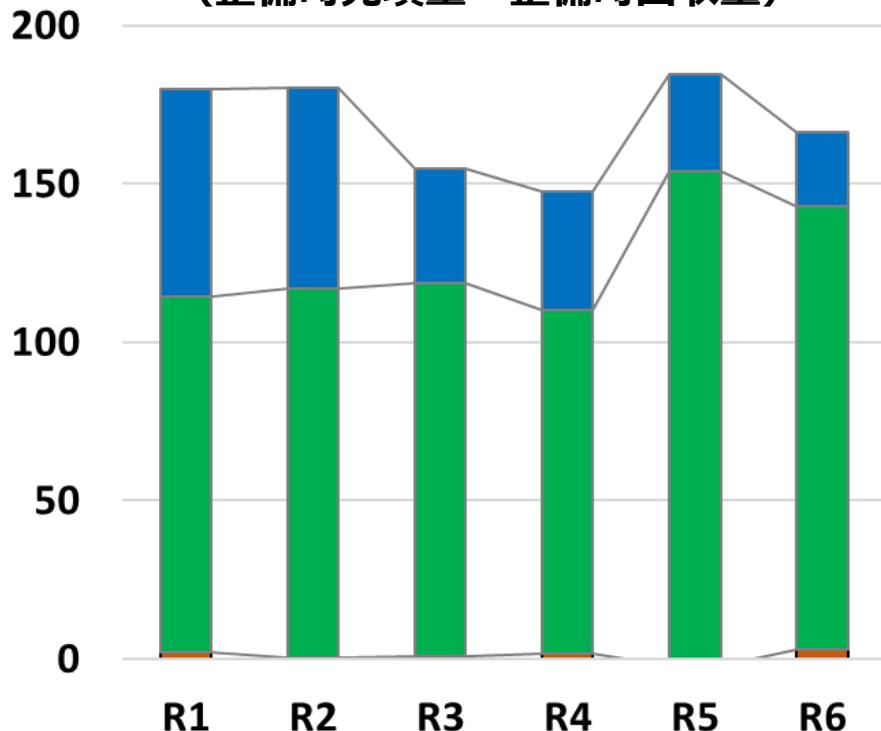
○整備時充填量から整備時回収量を差し引いた使用時漏えい量は減少

都内の回収量（トン）
(整備時回収量 + 廃棄時回収量)



CFC廃棄
CFC整備
HCFC廃棄
HCFC整備
HFC廃棄
HFC整備

都内の使用時漏えい量（トン）
(整備時充填量 - 整備時回収量)



CFC
HCFC
HFC

充填量・回収量等の報告は、都内及び全国のフロン排出抑制の状況を把握する上でも重要な情報です。正確な記録の作成・保存と報告をお願いします。

2.3 指導事例) 充填量・回収量等の報告について

【行政処分事例】

令和2年度分のフロン類の充填量及び回収量等に関する報告を行わなかった充填回収業者Kに対して以下の行政処分を行った。

■違反内容

フロン排出抑制法第47条第3項違反
(充填量・回収量等の報告)

■処分内容

フロン排出抑制法第35条第1項第4号に基づき、第一種フロン類充填回収業の事業の全部停止30日間を命じた。（令和4年2月21日から令和4年3月22日まで）

法第47条第3項

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量
(略) その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

【そのほか立入検査で確認された不適切事例】

- ・修理前の充填 ⇒ 法第37条第3項（充填基準）違反
- ・管理者立入の充填・回収証明書と、毎年度の充填量・回収量等の報告の齟齬の判明

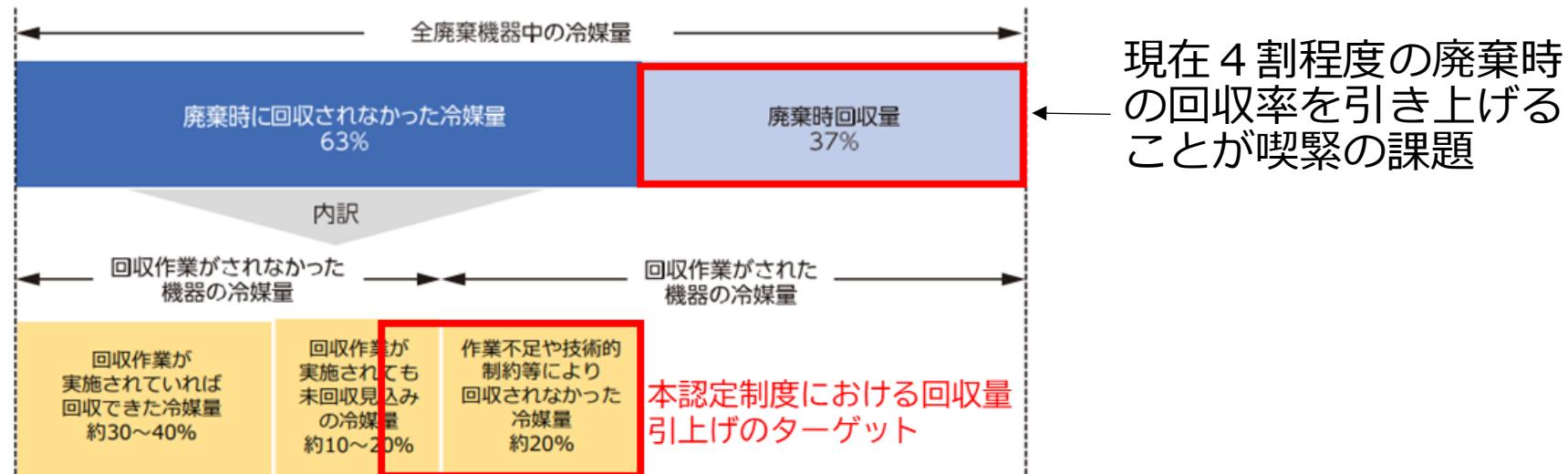


The screenshot shows the official website of the Tokyo Metropolitan Government. The header includes the Tokyo Metropolitan Government logo, a search bar with 'Google カスタム検索' and '検索' buttons, and links for '音声読み上げ', '文字サイズ・色合い変更', and 'Language'. The main navigation menu includes 'トップ', '暮らし・健康・福祉', '教育・文化・スポーツ', '産業・仕事', '環境・都市基盤', and '都政情報'. The breadcrumb navigation on the left indicates the path: トップページ > 都政情報 > 報道発表 > これまでの報道発表 > 報道発表／令和4年（2022年）> 2月 > 第一種フロン類充填回収業者に対する行政処分。The main content area is titled '第一種フロン類充填回収業者に対する行政処分について'. It states that Tokyo Metropolitan has issued an administrative punishment to a first-kind fluorine gas充填回収業者 for non-compliance with Article 47, Paragraph 3 of the Fluorine Gas Emissions Control Law. The punishment involves a 30-day suspension of all operations from February 21, 2022, to March 22, 2022. The notice is dated February 21, 2022, and is from the Environment Bureau.

2.3 充填回収業者の技術力認定制度

■制度概要

- 充填回収業者によるフロン回収率の改善を図るため、充填回収業者の技術力を評価し、技術力向上につなげる制度



(ビル用マルチエアコンからの確実なフロン類回収のためのガイドブック（環境省）から一部引用)

都が認定基準を設定し、一定水準を上回る事業者を認定

→ 認定業者は、都HPでの公表や解体業界団体への周知等によりPR

来年度から本格運用予定。詳細は年度末頃ご案内予定です。

引き続き、フロンの適正管理、適正処理を
お願いいたします。

HPにも各種情報を掲載しています。



東京都 フロン対策

検索 

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当
03-5388-3471 (直通)